

2月13日 14:00～ 衆議院第二会館

日本原燃と使用済核燃料再処理機構との勉強会

<使用済核燃料再処理機構>への質問

- ①国から委託される機構としての仕事の範囲を一度判り易く説明してほしい
- ②再処理総額の上方修正がされたかどうか。(再処理総額の厳密な額)
- ③②を回収するための算定式と、その考え方
- ④機構の仕事をするにあたる関連根拠法
- ⑤国の事業を委託されるにあたり、今後、継続して注意すべき事項

<日本原燃>に対する質問

- ①再処理等拠出金法が施行になって再処理事業者として、変わったことは何か?
- ②一昨年の12月から減容化処理が行われていた再処理工場に出る雑个体廃棄物について、
昨年11月までに2,708本行われたという数字を聴いているが、この数字は事実ですか?
- ③焼却処理の際に排出される煙などに含まれる放射性物質を含む有害物をフィルターで、どの程度除去できるのでしょうか?
また、それを示す根拠となる実験データなどがありますか?
- ④再処理工場に出る雑个体廃棄物の減容化処理では、現在、どのような処理方法が行われていますか?
また、減量化でどの程度の効果があがっていますか? 数値があるならば数値でお答えください。
- ⑤日本原燃と使用済核燃料再処理機構の間で公に取り交わされている事業契約の期間は
いつからいつまでのスパンですか?

<追加した質問>

- (1) 青森県六ヶ所村再処理工場がフル稼働した場合の環境放出放射性物質を、
海と大気中に分けて核種ごとにベクレル単位の総量を教えてください。
- (2) 別添PDFファイル(六ヶ所核燃サイクル施設の現状について)にある5つの事業者について、
それぞれ、事業主体、収入源、現状がどうなっていますか。
- (3) 高レベル放射性廃液の危険性と貯蔵タンク、ガラス固化早期化について
事業者として、どのように措置がされていますか? 今後の見通しについてもお答えください。
- (4) 回収ウランに含まれる厄介者のU232と、回収ウランの利用可能性について